

厚生労働省国民保護計画 新旧対照表 (平成21年11月6日変更)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織体制等の整備            2 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における体制の整備            (1) 地方厚生局における連絡体制の整備            ○ 地方厚生局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。            なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局及び管下都府県事務所等への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。            (略)</p>	<p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織体制等の整備            2 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における体制の整備            (1) 地方厚生局における連絡体制の整備            ○ 地方厚生局総務課は、武力攻撃事態等における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備しておくものとする。            なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、本省関係部局への連絡責任者の指定等の措置を講ずること。            (略)</p>
<p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織・体制等の整備            4 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備            (1) 地方厚生局における連絡体制及び参集体制の整備            ○ 地方厚生局総務課に、本省及び管下都府県事務所等との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。            (略)</p>	<p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織・体制等の整備            4 地方厚生局、都道府県労働局及び地方社会保険事務局における連絡体制及び参集体制の整備            (1) 地方厚生局における連絡体制及び参集体制の整備            ○ 地方厚生局総務課に、本省との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。            (略)</p>
<p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項            第1節 警報の通知及び伝達            (略)</p>	<p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項            第1節 警報の通知及び伝達            【新規】1つめの○の後に追加</p>

○ 地方厚生局長は、警報の通知を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。

○ 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。  
(略)